

訪問介護及び日常生活支援総合事業 エールハート小岩運営規定

令和7年3月3日改定

(事業の目的)

第1条 株式会社中央ケアサービスが開設するエールハート小岩(以下「事業所」という)が行う指定訪問介護事業及び日常生活支援総合事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者(以下「訪問介護員等」という)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び訪問型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者・要支援者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助または日常生活の支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの関係者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(主たる事業所)

名称 エールハート小岩

所在地 東京都江戸川区西小岩4丁目13番17号 YS フラット

(事業の運営)

第4条 訪問介護及び訪問型サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(職員の種類及び員数及び職務内容)

第5条 事務所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

管理者 1名(主たる事業所に配置)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 サービス提供責任者 介護福祉士1名以上

- ・ 訪問介護計画及び訪問型サービス計画書等の作成等を行う。
- ・ 訪問介護及び訪問介護サービスの利用申込みに係る調整をすること。
- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- ・ サービス担当者会議への出席等により、地域包括支援センター等との連携を図ること。
- ・ 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

- ・訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
 - ・訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - ・訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - ・その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
- 3 訪問介護員等 介護職員は、常勤換算 2.5 名以上（サービス提供責任者を含む）とする。
- 訪問介護員等は指定訪問介護及び訪問型サービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第 6 条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12 月 31 日、1 月 1 日、1 月 2 日、1 月 3 日を除く。
- 2 営業時間 午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分までとする。
- 3 営業時間外は留守番電話対応とし、翌営業日以降に迅速に対応するものとする。
- 4 サービスの提供は、365 日、午前 8 時 00 分から午後 10 時 00 分まで実施するものとする。

（訪問介護及び訪問型サービスの内容及び利用料等）

第 7 条 指定訪問介護及び訪問型サービスの提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護を提供した場合の利用料額は、厚生労働大臣及び江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業支給費の額を定める要領上の額（別紙料金表）に定めるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割、2 割、又は 3 割のとする。

- 一 身体介護： 食事介助、排泄介助、入浴（清拭）、着替介助、体位交換、見守り介助等
- 二 生活援助： 食事の支度、洗濯、清掃、買い物、薬の受取り等

* 訪問介護サービスについては地域包括支援センター等と相談により決定した内容

- 2 次条の通常の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。また、実施区域内であっても、利用者側の要請によりタクシー、バス等を使用した場合の交通費は、それに要した実費の額を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者、又は、その家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第 8 条 通常の業務の実施地域は、江戸川区全域、葛飾区全域とする。

（相談・苦情対応）

- 第 9 条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、提供した訪問介護及び訪問型サービスに関し、介護保険法第 23 条の規定により東京都及び市区町村等が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村の職員からの質問

若しくは照会に応じ、また東京都及び市区町村が行う調査に協力するとともに、東京都及び市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した訪問介護及び訪問型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故処理)

- 第10条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。
 - 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行う。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 訪問介護員等は、訪問介護及び訪問型サービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに家族、主治医等に連絡する等の措置を講じる。
- 2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(虐待の早期発見、防止)

第12条

当事業所は虐待の発生またはその発生を予防するために、次に上げる措置を講じる。

- ・ 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこともできるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、各従業員へ周知徹底を図る。
- ・ 成年後見人制度の利用を支援する。
- ・ 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- ・ 従業員へ対し、虐待防止のための研修を定期的実施すると共に新規採用時に実施する。
- ・ これらを掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

担当者：渡辺裕輔 *人事異動等で担当者が変更になる場合がある。その場合でも、1名以上の担当者を配置する。

(感染症対策に関する事項)

第13条

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的
に実施すること。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 14 条

- 1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に
実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」とい
う。）を策定し、該当業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの
とする。

(身体拘束の適正化の推進)

第 15 条 当事業所は原則として身体的拘束などを行わない。

- ・利用者又はご親族など生命又は身体を保護するため緊急やむを得ないなど、身体的拘束を行う必要
がある場合には、そのやむを得ない理由を記録する。
- ・「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たすことについて、組織としてこれらの要件
の確認などの手続きを、極めて慎重に行うものとする。その具体的内容について記録する。
- ・当該記録は、2年間保存する。

第 16 条 第三者による評価の実施状況等

当事業所の第三者による評価の実施状況等は次の通り。

第三者による評価の 実施状況	1 あり	実施日	年	月	日
		評価機関名称			
		結果の開示	1 あり	2 なし	
	2 なし				

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第 17 条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前まで
に、次に掲げる事項を東京都及び江戸川区へ届け出る。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に訪問型サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(その他運営についての留意事項)

第 18 条 訪問介護及び訪問型サービス事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- 2 年 7 回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 当事業所は、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメントなどあらゆるハラスメント行為に対してこれを容認せず、厳正なる対応で臨むものとする。また、職員、利用者、利用者家族、その他関係者に対してもその旨を周知し、万一違反があった場合は、厳正な措置を実施する。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社中央ケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規定は、令和 7 年 3 月 3 日から施行する。